

財産調査結果報告書(法人用)

【記載事項】

「1-1 過去3年以内の手続の確認」(1頁目)から「7 その他の財産」及び「住居表示に関する説明書」(5頁目)まであります。文中の指示に従って、必要なものを記入・提出してください。

※不明な点は、別途、説明書面や裏付資料の提出(補正など)を求めることがあります。

【記載上の注意事項】

1 該当する欄の□にレ点を付け、必要な事項を記入してください。

2 欄が足りないときは、適宜の用紙(A4判)を追加してください(その場合には、該当する欄に「別紙のとおり」と記載してください)。

大阪地方裁判所第14民事部 御中

令和 年 月 日

申立人(□代理人) _____ 印

債務者(法人)_____の財産を調査した結果(調査方法を含む)は、次のとおりです。

したがって、私の知っている債務者の財産に対して強制執行を実施しても、請求債権の完全な弁済を得られません。

1-1 過去3年以内の手続の確認

過去3年以内に財産開示又は情報取得が実施されましたか。
該当するものを選択し(□にレ点)を記入してください。

☐	はい →1-2へ
☐	いいえ →2ページ以下に進みすべて記入してください。

		提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
1-2 過去3年以内の財産開示または情報取得の結果 次のア、イ、ウ、エのうちから該当するものを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。			【過去の手続関係】
ア ☐	財産開示手続が行われたが、債務者が期日に出頭せず、財産が判明しなかった。 ※疎明資料として _____ を提出する。 →1-3へ [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	A(B1+B2も可)	A 財産開示期日が実施されたことの証明書
イ ☐	財産開示手続が行われ、債務者が期日に出頭したが、十分な財産は判明しなかった。 ※疎明資料として _____ を提出する。 →1-3へ [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	B1	B1 財産開示期日調書(写し)
ウ ☐	情報取得手続が行われ、その中で、2ページ以下を記入した財産調査結果報告書を提出した。 ※疎明資料として _____ を提出する。 →1-3へ [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	B3+B4+B5	B2 財産開示手続実施決定(写し)
エ ☐	ア、イ、ウのいずれにも該当しない。 ※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択] →2ページ以下に進みすべて記入してください。	B3+B4+B5 ※B5は提出した場合のみ	B3 情報提供命令(写し)
1-3 その後の事情			B4 全ての情報提供書(写し)
以下に該当する場合は、□にレ点を記入してください。			B5 情報取得手続時に提出した財産調査結果報告書(写し)
☐	上記財産開示・情報取得後、債務者の本店は移転していません。		
☐	上記財産開示・情報取得後、債務者の新たな財産は判明していません。		
上記のうちいずれかに該当しないものがある場合 →2ページ以下に進みすべて記入してください。			
上記両方に該当した場合 →記入は終了です。 ※ただし、追加資料が必要になる場合があります。			

		提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
2 債務者の所在地の不動産 次のア、イのうちから該当するものを選択し(□にレ点), 必要事項を記入してください。			【所有権確認関係】 C 不動産登記事項証明書(3か月以内のもの) D 住居表示に関する説明書(末尾に書式あり) E 賃貸借契約書(写し) F その他、債務者の所有不動産ではないことを疎明する文書
ア □	債務者の本店所在地の不動産(□土地・□建物)は、債務者の所有ではない。 ※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	C(原本)及びD(ただし、住居表示が異なる場合のみ) [Cが取得できないときは、EかFのいずれか]	
イ □	債務者の本店所在地の不動産(□土地・□建物)は、債務者の所有であるが、この不動産では完全な弁済を得られない。 評価額 _____ 円 被担保債権額 _____ 円 ※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	C(原本)及びD(ただし、住居表示が異なる場合のみ) G～Iのいずれか	【評価額確認関係】 G 不動産業者の評価書・査定書(1年以内のもの) H 固定資産評価証明書・公課証明書
3 その他の場所の不動産 次のア、イ、ウのうちから該当するものを選択し(□にレ点), 必要事項を記入してください。 [※6か月以内の本店の移転がある場合は、ア又はイを選択したうえ、旧本店所在地について必ず記載してください。]			I その他、債務者所有の不動産に競売手続をしても無剰余(※)であることを疎明する文書(※強制執行をしても申立人に配当金が回らない見込みのこと)
ア □	次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有でないことが判明した。 調査した住所(_____) この場所は債務者の(□旧本店所在地・□支店・□事業所, 店舗・□ _____)である。 ※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	C(写し可)及びD(ただし、住居表示が異なる場合のみ)	
イ □	次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有であることが判明したが、この不動産では完全な弁済を得られない。 調査した住所(_____) この場所は債務者の(□旧本店所在地・□支店・□事業所, 店舗・□ _____)である。 評価額 _____ 円 被担保債権額 _____ 円 ※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	G～Iのいずれか	
ウ □	次の理由により調査が困難である。 (理由記入欄)		

		提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
6 債務者の動産(差押禁止動産(民執法131条)を除く) 次のア、イのうちから、一つを選択し(□にレ点), 必要事項を記入してください。			【動産関係】 R 動産執行の執行調書 謄本(写し)
ア	□ 債務者の動産については知らない。		S 動産に対する強制執行 手続の配当表写し
イ	私を知っている債務者の動産は次のとおりである。 ※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択] () (動産の品名・数量等)	R～Tのいずれか (あれば)	T 債務者の動産に関する調査報告書その他の 疎明資料

		提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
7 債務者のその他の財産(保険金, 株式, 売掛金, 貸付金, 暗号資産(仮想通貨)等) 次のア、イのうちから一つを選択し(□にレ点), 必要事項を記入してください。			【その他の財産関係】 U 債務者のその他の財産に関する調査報告書 その他の疎明資料
ア	□ 債務者のその他の財産(保険金, 株式, 売掛金, 貸付金, 暗号資産(仮想通貨)等)については知らない。		
イ	私を知っている債務者のその他の財産(保険金, 株式, 売掛金, 貸付金, 暗号資産(仮想通貨)等)は次のとおりである。 ※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択] () (財産の種類, 額等)	U	

疎明資料として提出した「不動産登記事項証明書」の表示と住居表示が異なる場合に作成してください。
 次の1～3のうち、該当する項目の□にレ点を入れて、同欄に必要事項を記載してください。
 物件ごとに1通作成してください。

住居表示に関する説明書

債務者(法人) _____ の【□本店所在地・□旧本店所在地・□支店、□事業所、店舗・□ _____】について

□1	債務者の住所が、住居表示では、 「大阪府 _____」となっていますが、 □大阪法務局 □ _____ 地方法務局 □ _____ 支局・出張所において、 前記所在地の不動産登記事項証明書の交付申請をするべく問い合わせたところ、登記表示の住所では、以下に 該当するとの回答があり、以下の所在地の不動産登記事項証明書の交付を受けました。 土地「地番:大阪府 _____」 建物「所在:大阪府 _____」 家屋番号: _____
□2	別添のブルーマップ(_____ 住宅地図)の該当ページによると、 住居表示の住所が赤色でマーキングした部分であり、 登記表示の住所が青色でマーキングした部分になります。
□3	以下の方法で、住居表示の「大阪府 _____」は、 登記表示の「大阪府 _____」に 該当することを確認しました。